平成２２年（フ）第２７３号
新潟市中央区日の出３丁目３番３号
破産者　石川　正紀
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第２７７６号
大阪市西成区天下茶屋３丁目28番23号ユウラクビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区船越町２丁目１番５号
破産者　株式会社浪速設計
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５５６号
最後の住所大阪府大阪市阿倍野区丸山通２丁目３番28号、従前の住所兵庫県相生市旭３丁目９番２号
破産者　亡樫本良夫相続財産
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５４号
兵庫県姫路市花田町高木345番地の２
破産者　有限会社恵伸建設
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８０３号
福岡市城南区干隈２丁目52番17号
破産者　ＡＴ工業有限会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１号
北海道滝川市北滝の川1198番地28
破産者　有限会社川上塗装工業
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
青森県弘前市大字駅前町９番地20
破産者　株式会社弘前再開発ビル
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３５３号
盛岡市向中野字細谷地76番地１
破産者　有限会社中村
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１９６号
横浜市磯子区洋光台５－４－21－401、商業登記簿上の本店所在地横浜市港南区港南中央通８番41号
破産者　株式会社ニコー
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１７号
横浜市港北区岸根町544岸根コーポ403
破産者　有限会社イスミ電気
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０号
富山市婦中町塚原78番地１
破産者　株式会社コーンズ
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３号
長野県中野市大字豊津2379番地１
破産者　大谷木材有限会社
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
愛知県豊田市栄生町４丁目39番地10
破産者　株式会社ＴＩＡＲＥ
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
愛知県豊橋市松井町字南新切47番地
破産者　有限会社トヨナン
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６７号
宮崎県日南市大字星倉2199番地
破産者　株式会社東海興業
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１号
島根県江津市敬川町1738番地５
破産者　桐田　和司
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２３０６３号
東京都江東区枝川１丁目14－６－1006、開始決定時の住所東京都江東区豊洲５丁目６－10－812
破産者　対馬　隆久
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５８０号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目11番46
破産者　有限会社サンライズ
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３５号
静岡県静岡市葵区川辺町１丁目３番17号
破産者　有限会社旭美
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３６号
静岡県静岡市駿河区馬渕３丁目14－39－105、開始決定時の住所静岡県静岡市葵区川辺町１丁目３－17
破産者　鈴木　孝之
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５号
東京都練馬区下石神井２丁目33－６－302
破産者　本間　澄子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部